

小国町外一ヶ町公立病院組合看護学生奨学金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、養成所等に在学する者で、卒業後に小国公立病院の看護師として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、小国公立病院における看護師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「看護学生」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条及び第22条に規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定した養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 養成所等を卒業した後、小国公立病院において看護師として勤務する意思があること。
- (2) 健康かつ品行方正であって、学業成績が優秀であること。

(貸付けの対象)

第3条 小国町外一ヶ町公立病院組合組合長（以下「組合長」という。）は、将来小国公立病院の看護師として勤務しようとする看護学生に対し、看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることができる。ただし、他の団体で業務に従事することを条件とした奨学金制度を利用している者については対象としない。

(貸付金額等)

第4条 奨学金の貸付けの金額、対象人員及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 奨学金として貸付する額は、月額5万円とする。
- (2) 対象人員は、1年度3名までとする。
- (3) 貸付期間は、貸与を決定した月から在学している養成施設を卒業する月までの期間とする。

(貸付けの申請及び決定)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、2人の保証人を立てた上で組合長に申請しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による申請を受けたときは、貸付けの適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の保証人は、申請者が奨学金の貸付けを受けることとなった場合は、当該申請者と連帯してその返還債務を負担するものとする。

(貸付けの休止及び停止)

第6条 組合長は、奨学金の貸付けを受けている者（以下「借受者」という。）が第2条に規定する養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実が生じた日

の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止するものとする。

2 組合長は、借受者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸付けを停止するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 養成施設を退学したとき。

(3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(4) 心身の故障により、養成施設の課程の履修を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の免除)

第7条 組合長は、借受者が養成施設を卒業した日から2年以内に看護師の資格を取得し、小国公立病院の看護師として勤務した場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

(1) 小国公立病院で勤務した期間（以下「勤務期間」という。）の月数が奨学金の貸付けを受けていた期間の月数に達したとき。

(2) 勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったとき。

2 前項第1号に規定する勤務期間の月数は、当該勤務期間中に休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始した日の属する月から終了した日の属する月までの月数を含まないものとする。

第8条 組合長は、前条に規定する場合のほか、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 小国公立病院の都合により、看護師採用試験を受験できなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、組合長が特に認めるとき。

(返還の義務)

第9条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間以内に月賦又は半年賦の均等払方式により借り受けた奨学金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 第6条第2項の規定により奨学金の貸付けが停止されたとき。

(2) 養成施設を卒業して2年以内に、小国公立病院の看護師採用試験に合格しなかった

とき、又は合格しているが看護師免許を取得できなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(延滞利息の徴収)

第10条 借受者は、奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年7.3パーセントの割合をもって計算した延滞利息を、奨学金の返還と併せて支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第11条 前条の規定にかかわらず、組合長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間において、奨学金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを停止した後も引き続き養成施設に在学しているとき。

(2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により、奨学金の返還及び利息の支払が困難であると認められるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。